

健康保険証とマイナンバーカードの一体化 (マイナ保険証)について

令和6年10月

横河電機健康保険組合



現時点で国から示されている方針等に基づき作成しております。

今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる場合があります。

マイナ保険証をご利用ください

令和6年(2024年)12月2日に健康保険証は廃止となり、健康保険証(カード)の新規発行は終了します。マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります。



どんないいことがあるの？

本人が同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
特定健診情報や今までに使った
薬剤情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費通知情報が
閲覧できる！



マイナポータルを通じた
医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
よりカンタンに！



限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額を超える支払が免除される！



就職・転職・引越をしても
健康保険証としてずっと使える！
医療保険者が変わる場合は、
加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。

マイナンバーカードの健康保険証利用方法

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、以下の3つのステップが必要です。

STEP1.マイナンバーカードを申請・作成する

STEP2.マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する

STEP3.医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法

- ① オンラインで申請する
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便で申請する
- ③ まちなかの
証明写真機から申請する



STEP2.

マイナンバーカードを 健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



STEP3.

医療機関・薬局で マイナンバーカードを用いて受付

■受付方法

- ① 顔認証つきカードリーダーにマ
イナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う
(顔認証・暗証番号)
- ③ 各種情報提供の同意選択をする



マイナ保険証で医療機関を受診する方法

1

読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに入ってください

※カードリーダーには複数の種類があります



2

本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください

顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。



または

暗証番号の場合

カード申請時に設定した4桁の暗証番号を入力します。

暗証番号の入力

1	2	3
4	5	6
7	8	9
0		

3

同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

①過去の診療/薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。

お薬情報に関する
情報提供の同意に
ついて

同意する

同意しない

②特定健診情報

メタボ健診（40～74歳）や高齢者健診（75歳以上）の結果を提供します。

40歳以上対象
特定健診情報の提供
について

同意する

同意しない・40歳未満

4

受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取りください

高額療養費制度 をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。

限度額情報を
提供しますか

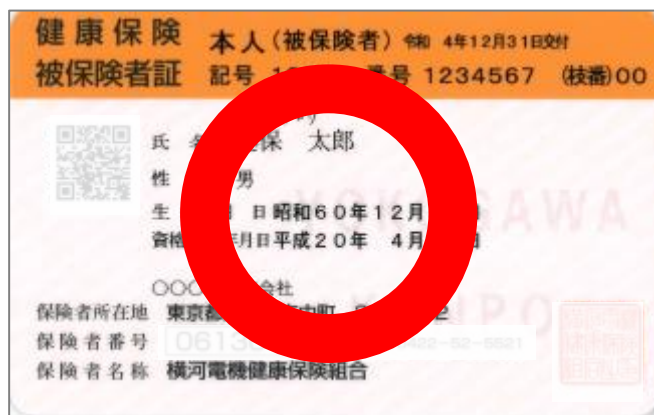
提供する

提供しない

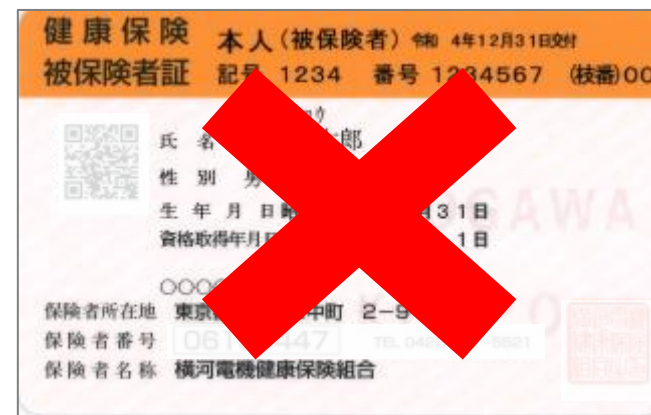
従来の健康保険証(カード)の取り扱い

現在お持ちの健康保険証(カード)は、退職等で資格喪失にならない限り、**令和7年(2025年)12月1日までは使用できます。**

令和7年(2025年)12月1日までは使用可



令和7年(2025年)12月2日以降は使用不可



令和7年(2025年)12月1日までに退職や扶養削除等で資格がなくなった場合は、健康保険証(カード)を会社へ返却していただく必要があります。

なお、令和7年(2025年)12月2日以降、資格がある方については、健康保険証(カード)の回収はいたしません。ご自身で破棄してください。

「資格確認書」について①

マイナ保険証によるオンライン資格確認ができない場合の代替措置として、「資格確認書」を交付します。

<交付対象者>

- ・マイナンバーカードを紛失した者
- ・施設や介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある者
- ・マイナンバーカードを取得していない者

など

<取り扱い>

- ・**交付を希望する方は必ず申請書による申請が必要です。**
- ・有効な健康保険証(カード)やマイナ保険証を所持している方には交付いたしません。



「資格確認書」について②

<仕様>

- ・A4サイズの紙となります。
- ・有効期限が必ず設定されます。

交付日が令和6年12月2日以降経過措置期間終了までは、一律で令和7年12月1日

交付日が令和7年12月2日以降は、一律で6ヶ月ごとに設定された日

(例) 令和6年12月10日発行 有効期限: 令和7年12月1日
令和7年 6月15日発行 有効期限: 令和7年12月1日
令和7年12月20日発行 有効期限: 令和8年 6月1日
令和8年 5月20日発行 有効期限: 令和8年 6月1日
令和8年 7月25日発行 有効期限: 令和8年12月1日

<注意>

- ・有効期限内の資格確認書は、退職や扶養削除等で資格がなくなった場合は、会社へ返却していただく必要があります。
- ・有効期限を満了してもなお資格確認書が必要な場合は申請が必要となります。

健康保険 資格確認書	本人(被保険者)	年 月 日 交付
記号 氏名 性別 生 年 月 日 資格取得年月日	番 号 (枝番)	年 月 日
見 本		
有 効 期 限	年 月 日	
保険者番号		
保険者名称		
保険者所在地		

「資格情報のお知らせ」について①

「資格情報のお知らせ」から「資格情報通知書」に名称変更(令和6年8月30日保発0830第1号厚生労働省保険局長通知)
ただし、皆様にお送りしている書面には一部「資格情報のお知らせ」となっております。ご了承ください。

国の方針に基づき、令和6年10月より全加入者に対し、「資格情報のお知らせ」を順次、送付いたします。

<目的>

- ・マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるようにするため
- ・医療機関にあるカードリーダーの読み取りエラー等で、マイナ保険証が使用できない場合にマイナ保険証と合わせて使用するため



「資格情報のお知らせ」について②

	令和6年9月18日以降の加入者に 交付する資格情報のお知らせ	在籍者に送付する 資格情報のお知らせ
対象者	令和6年9月18日以降の加入者	令和6年9月17日時点で在籍している加入者(※)
送付時期	令和6年12月以降 または、資格取得時	令和6年10月下旬
マイナンバーの記載	なし	下4桁あり 健保組合の把握している加入者情報(個人番号の下4桁を含む)を通知することで、情報の正確性を担保し、すべての方に安心してマイナンバーカードを 保険証として利用していただくため、記載
様 式	・A4サイズの紙 (右下を切り取って 携帯することを想定) ・有効期限の記載なし 	・A4サイズの紙 (右下を切り取って 携帯することを想定) ・有効期限の記載なし 

※令和6年9月17日時点で在籍している加入者であっても、健保組合の登録が令和6年9月18日以降の方については、令和6年9月18日以降の加入者と同様の取り扱いとなります。

「資格情報のお知らせ」について③

「資格情報のお知らせ」から「資格情報通知書」に名称変更(令和6年8月30日保発0830第1号厚生労働省保険局長通知)
ただし、皆様にお送りしている書面には一部「資格情報のお知らせ」となっております。ご了承ください。

<注意>

- ・資格情報のお知らせ単体では医療機関を受診できません。
- ・資格情報のお知らせの内容はマイナポータルで確認ができます。
よって、き損、紛失などの場合は原則、加入者自身がマイナポータルにログインすることで確認とします。なお、再交付を希望する場合は申請が必要となります。

見 本

資格情報のお知らせ

(保険者名)
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは医療機関等を受診することはできません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトリ タロウ		
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		
保険者名	〇〇		

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

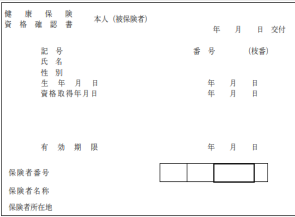
資格情報のお知らせ
令和〇年〇月〇日発行
(保険者名)
(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (枝番) 00
氏名 佐藤 太郎

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

右下を切り取って携帯することを想定

(参考)マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

	形状	取得方法	使用目的	使用方法	参照
マイナ保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	医療機関を受診するため	医療機関にあるカードリーダーで読み取り	P.3～4
資格確認書	A4サイズの紙/有効期限あり 	被保険者の申請が必要	マイナンバーカードを紛失した者、施設や介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある者などによるマイナ保険証の代替措置として使用するため	医療機関に提示	P.6～7
資格情報のお知らせ (資格情報通知書)	A4サイズの紙/有効期限なし 	・資格取得時に送付(申請不要) ※マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能 ・既加入者には令和6年10月に送付	・自身の被保険者資格等を簡易に把握できるようにするため ・医療機関にあるカードリーダーの読み取りエラー等でマイナ保険証が使用できない場合にマイナ保険証と合わせて使用するため	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示(資格情報のお知らせのみでは受診不可)	P.8～10

(参考)制度改正後の医療機関等受診方法

受診方法	令和6年			令和7年												令和8年				
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
受診方法				R6.12.2制度改正日												R7.12.1経過措置期間終了				
健康保険証 (カード)				経過措置期間																
健康保険証 (カード)				令和6年12月1日以前に交付した保険証は、令和7年12月1日まで使用可												経過措置期間終了後、使用不可				
マイナ保険証				使用可																
資格確認書				制度改正後、使用可																
資格情報の お知らせ + マイナ保険証				制度改正後、使用可																
マイナポータル (スマホ) + マイナ保険証				制度改正後、使用可																

お問い合わせ

●マイナンバーに関するお問い合わせ

(国)マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

- ・「マイナンバーカード」、「電子証明書」、「個人番号通知書」、「通知カード」等、マイナンバー制度に関する一般的なお問い合わせ
- ・「マイナンバーカード」及び「電子証明書」を搭載したスマートフォンの紛失・盗難などによる一時利用停止
- ・マイナポータル及びスマホ用電子証明書に関するお問い合わせ

※詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご確認ください。<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/tel/>



●「マイナ保険証」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」に関するお問い合わせ

横河電機健康保険組合 0422-52-5521